

対象地域の事業主・船舶所有者の皆さまへ

(このお知らせは納期限が延長された地域の事業主・船舶所有者の皆さまへ送付しています。)

厚生年金保険料等の納期限の延長措置について

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

1 厚生年金保険料等の納期限が延長されています

- 令和6年能登半島地震による災害にともない、対象地域に所在地を有する事業所、船舶所有者については、令和6年1月12日付け厚生労働省告示により、令和6年1月1日以降に納期限の到来する厚生年金保険料等(※)の納期限が延長されています。

(※) 厚生年金保険料(特例納付保険料、高齢任意加入被保険者及び第四種被保険者の保険料を含む)、船員保険料、全国健康保険協会の管掌する健康保険料、日雇特例被保険者の保険料、子ども・子育て拠出金、厚生年金基金の特例解散にかかる責任準備金相当額における徴収金、1号加算金及び2号加算金

対象地域
石川県：七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

2 延長後の厚生年金保険料等の納期限は、後日お知らせします

- 延長後の厚生年金保険料等の納期限は、今後、被災者の状況に十分配慮して検討し、厚生労働省告示で定めることとなり、決定後にお知らせいたします。

3 口座振替で納付されている事業主・船舶所有者の皆さま

- 納期限の延長期間中は、口座振替は行われません。後日お知らせする納期限までに毎月20日頃に送付される納入告知書にて納付してください。
- なお、口座振替の再開については、延長後の納期限が決定した際に、改めてお知らせしますが、再開を希望される事業主等の方には個別に申出をいただき対応いたします。

4 納入告知書にて金融機関等の窓口で納付されている事業主・船舶所有者の皆さま

- これまでと同様に「納入告知書」を送付いたします。

《裏面もご覧ください》

5 延長後の納期限が決定するまでの間の厚生年金保険料等の納付方法について

- 納付書または納入告知書を用いて金融機関の窓口等で納付することが可能ですが、改めてお知らせする延長後の納期限が決定するまでの間は、納付していただくかなくともかまいません。別途お知らせする納期限までに金融機関の窓口等で納付していただきますようお願いいたします。

※ 送付される納入告知書は、第3片目の「納入告知書 納付書 領収証書」のみ納期限を抹消していますが、金融機関等の窓口では使用できません。


6 延長後の納期限が決定するまでの間の督促状と延滞金について

- 令和5年11月分以降の厚生年金保険料等は、納期限の延長となっている期間、督促状の送付はされず、延滞金は発生しません。

7 納期限の延長の終了後も厚生年金保険料等の納付が困難な場合は「納付の猶予」の制度があります

- 納期限の延長の終了後も厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、申請をいただくことにより、「納付の猶予」が適用される場合があります。延長期限決定後に管轄の年金事務所へご相談ください。
- 「納付の猶予」の申請には「り災証明書」等が必要になります。

お問い合わせは「被災者専用フリーダイヤル」へ！

 **0120-808-678**

ガイダンスに従い【2】を押してください。

受付時間： 月曜日午前8：30～午後7：00

火～金曜日午前8：30～午後5：15

第2土曜日午前9：30～午後4：00

※お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。